

問  
14

「36協定を結んでいるから、実際にはたらいた分だけ手当が払えない」と言われますが？

36協定は、1週40時間・1日8時間という労働時間の基本原則を緩和するものであり、36協定で定められた範囲内であれば、法定労働時間を超えて労働をさせても労働基準法に違反しないとするものです。ところが、この意味を履き違えて、「36協定を結んでいるから、協定の上限時間を超えた超過勤務に対しては、超過勤務手当は払えない」と言っただけで済まさない管理職がいますが、情けないことです。36協定の上限時間は、これ以上の超過勤務手当を払うことを禁じている時間ではなくて、これ以上労働をさせてはならない時間です。このように、部下の労働時間を管理するという最低限の仕事もできない管理職には、次の裁判例をよく読み味わってもらい必要があります。

適法な時間外労働等について割増賃金支払義務があるならば違法な時間外労働等の場合には一層強い理由でその支払い義務があるものと解すべきは事理の当然とすべきである（小島燃糸事件、最高裁第一小法廷判決、昭35.7.14）。